

奈半利町健全化判断比率の修正について

令和 5 年度の決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定による実質公債費比率の算定に誤りが生じていたことが判明したため修正を行ない、監査委員の意見をつけて令和 8 年第 3 回奈半利町議会定例会に報告しましたので、公表します。

修 正 内 容

（単位：％）

年度	修正前	修正後	比較
令和 5 年度	3.5	3.3	△0.2